

# 地 域 再 生 計 画

## 1. 地域再生計画の名称

下北地域の安全・安心な港づくり計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

青森県、むつ市、青森県下北郡風間浦村

## 3. 地域再生計画の区域

むつ市並びに青森県下北郡東通村及び風間浦村の区域の一部（大湊港、尻屋岬港、蛇浦漁港及び浜奥内漁港）

## 4. 地域再生計画の目標

計画地区は、青森県北部の下北半島一帯であり、その主要部を下北国定公園が占めている。下北国定公園は、日本三大霊場の一つに数えられイタコの口寄せで知られる恐山をはじめ、仏ヶ浦、脇野沢西海岸、本州最北端の大間崎、尻屋崎の海岸美、薬研、湯野川などの古くから豊富な温泉等、種々多様な特徴を持っており、年間200万人を超える観光客が下北地域を訪れている。

冬の気候は日本海型に分類され、北西の季節風が強く、平野部で1メートル、山間部で2メートルの積雪がある一方、夏は太平洋型に分類され、春からの冷涼な偏東風と濃霧のため、平均気温が低く日照時間も少ない。

また、地理的特徴として根元部の幅が狭く、半島へは輸送の動脈となる国道が2本通っているのみで、海岸線の道路は迂回路がない地域が多い。

大湊港は、下北地域の産業・経済の中心地であるむつ市にあり、陸奥湾北東に位置する下北半島の観光及び物流の玄関ともいべき港である。下北半島各地へのアクセスに便利であることから、観光ばかりでなく、建設資材等の移入拠点ともなっている。しかしながら、砂・砂利を取扱っていた真砂町2号岸壁が、老朽化による一部倒壊等のために、平成19年から使用不能となり、やむなく、ふ頭用地が狭隘で老朽化も著しい下北ふ頭岸壁で砂・砂利を取り扱っている状況が続いている。平成20年には、約177千トンを下北ふ頭岸壁で取扱っており、利用者は、砂・砂利の置き場にも困っている状況である。このため、安全で効率的な岸壁利用を行うためにも、真砂町2号岸壁の復旧改良が必要となっている。

尻屋岬港は、下北半島の東端部に突き出た尻屋崎の西側に位置しており、大型船舶の接岸可能な水深7.5m岸壁を持つ下北半島北部の物流拠点港である。背後には豊富な石灰石を有する山があるため、昭和30年代から石灰石採取企業が採掘を開始し、昭和50年代には国内各地へ石灰石やセメントを供給するセメント製造工場が成長してきており、地方港湾としては県内第1位の貨物量を取扱っている。また、石灰石・セメント関連企業の従業員は6割程度が地元雇用となっており、東通村の成人に対し約4%を占めている。県は、地域資源を活用したセメント産業の成長は地域活性化に資するとの認識から、セメント製造に必要な石炭やコークス等の搬入や石灰石・セメントを安全に積み出せる

港の整備を行ってきてているが、港内の静穏度は未だ不十分である。特に冬期間においては、大型船舶が接岸可能な2号岸壁が利用できない状況が多いため、小型船舶でしか接岸できない1号岸壁を利用して荷役作業を行う等の方法を取っている状況であり、利用者からは通年で2号岸壁を使用できるような港づくりが望まれている。

蛇浦漁港は、下北半島の北西部に位置し、地区人口608人に対して漁業就労者が24%（147人）を占め、水産業が地域経済の基盤を成しているが、近年魚価の低迷、船の燃料の高騰から漁業所得が減少し、担い手となる若年労働力は他地域や他産業に流出し、漁業者の高齢化等に拍車がかかっている現況にある。本港は、漁船170隻が利用しているが、キール船（航行時の安全性が高く吃水が深い）11隻（4t～10t）に対応した水深の岸壁が無く、防波堤等を利用しているため、効率的な作業が出来ない状況となっている。また、台風等の激浪時には防波堤からの越波による漁船被害が発生しているため、係留状況等の見回りの作業が漁業者の負担となっているうえ、津波に対するための外郭施設の安全性不足が懸念されている。加えて、泊地、航路が浅いため干潮時（干満差1.3m）の出入港に制限を受けており、船底の接触事故も発生している状況であり、津波時の迅速な避難の大きな妨げとなっている。特に、蛇浦漁港背後集落を通る道路は国道279号のみであり、災害時の孤立化が懸念されており、代替性と防災性に優れた海上交通機能の確保が求められている。

浜奥内漁港は、下北半島の中心むつ市の南部に位置し、地区人口482人に対して、漁業就業者が22%（104人）を占め、水産業が地域経済の基盤を成している。また、漁船53隻が利用しており、むつ市のホタテガイ養殖漁業の約50%を占める主要な漁港であるが、近年港口付近への砂の堆積が著しく、干潮時（干満差0.9m）の出入港に待機時間が生じているため、漁業者から漂砂対策の施設が強く望まれている。また、荒天時には港口部からの波浪により港内の静穏度が悪化し、ホタテガイ養殖資材の積込み、荷卸し作業や陸揚げ作業に支障を来しており、台風等の激浪時には港口部北側の岸壁を越える波が発生し、背後用地に養殖資材を保管出来ずに、集落内に運搬・保管しており、経費や時間を要し漁業者に負担が強いられている。

この2漁港で水揚げされるイカ、サケ、ヒラメ、タコ、ホタテガイ、アワビ、ウニ等は、年間30万人以上が宿泊している、むつ市、風間浦村の観光ホテルや旅館等に提供され、地域の主要産業である観光産業の振興に寄与しており、新鮮な水産物を安定的に供給するため、水産基盤の強化と併せて、近年減少している水産資源維持を図るためにも漁場整備や種苗放流を行い適正な漁業管理が必要となっている。

地域が抱えるこうした課題を解決するために、大湊港においては、岸壁整備や付帯施設の整備により、安全で効率的な施設利用を図り、尻屋岬港においては、防波堤の整備により港内静穏度を高めることで物流拠点としての機能を強化する。また、蛇浦漁港、浜奥内漁港においては、安全で効率的な漁業活動が行える水産拠点としての機能を強化し、水産資源維持を図るために漁場整備や種苗放流による適正な漁業管理を行う。これらの整備を行うことで、地域産業の振興を図るとともに、下北地域の港湾・漁港利用者が安心して利用できる環境を整え、魅力ある地域づくりを目指す。

- (目標 1) 大湊港について、利用不能となっている真砂町2号岸壁を復旧し、狭隘な下北ふ頭で取り扱っている貨物の一部（砂・砂利）をシフトさせて、真砂町岸壁で18万トン以上を取扱う。（H25以降）
- (目標 2) 尻屋岬港において、防波堤延伸により港内（2号岸壁前面）静穏度を76.1%から79.5%に向上させる。（H28以降）
- (目標 3) 蛇浦漁港において、キール船の5隻相当の同時係留数の確保で、1隻相当の全体の陸揚げ所要時間を3時間から1時間に短縮する。（H26以降）
- (目標 4) 浜奥内漁港において、防波堤整備による港内静穏度の向上で、安全に係留・作業している漁船の隻数を18隻から39隻相当に増やす。（H27以降）
- (目標 5) 防災対策として、蛇浦漁港において、①津波からの避難を安全に行うための航路・泊地の確保し、安全な避難が可能な漁船隻数を22隻から38隻に増加する。②津波等から漁船及び水産関係施設を保全するため、安全性を備えた防波堤等の整備割合を49.8%から100%に向上させる（H26以降）

## 5. 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

青森県下北地域の安全で安心な港づくりを行うために、大湊港は老朽化した係留施設や臨港交通施設の整備による安全で効率的な施設の利用、尻屋岬港は外郭施設整備による荷役効率向上を目指し、蛇浦漁港、浜奥内漁港は、外郭施設、係留施設、水域施設の整備による漁業活動の安全性及び効率性向上を図り、港湾・漁港従事者が安全で安心して利用できる環境を整える。

また、防災対策として、蛇浦漁港において外郭施設、水域施設の整備により、代替性と防災性に優れた海上交通機能を確保し、地域産業の振興と併せて安全・安心な地域づくりを図る。

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### 港整備交付金を活用する事業

##### [施設の種類と事業主体]

- ・ 港湾施設（大湊港、尻屋岬港）青森県
- ・ 漁港施設（蛇浦漁港、浜奥内漁港<ともに第1種漁港>）  
風間浦村、むつ市

##### [整備量]

- ・ 港湾施設・・・外郭施設、係留施設、臨港交通施設
- ・ 漁港施設・・・外郭施設、係留施設、水域施設

##### [事業期間]

- ・ 港湾施設 平成22年度～平成27年度
- ・ 漁港施設 平成22年度～平成26年度

##### [港整備交付金の総事業費]

- ・ 総事業費 2,890,000千円（うち交付金 1,298,000千円）

- ・港湾施設 1,470,000 千円（うち交付金 588,000 千円）
- ・漁港施設 1,420,000 千円（うち交付金 710,000 千円）

※ なお、上記事業の整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 基本方針に基づく支援措置

該当無し

#### 5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の試み

##### （1）大畠地区広域漁場整備事業

基幹産業である水産業の振興のため、魚礁漁場を造成し、資源の維持・持続的活用を促進し、効率的な生産を進め漁業経営の安定を図る。

##### （2）アワビ種苗放流事業

風間浦村及びむつ市では、アワビ資源の維持増大のため、アワビ稚貝放流を行い、沿岸漁業者の所得向上を図る。

##### （3）ホタテ貝殻を活用したナマコ増殖場造成事業

むつ市では、ナマコ資源の増大のため、ホタテ貝殻を活用したナマコの増殖場を造成し、漁業経営の安定を図る。

## 6. 計画期間

平成22年度～平成27年度（6ヶ年）

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

青森県は、計画終了後に、4に示す目標に照らし調査、評価し公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、学識経験者等で構成する第三者委員会「公共事業再評価等審議委員会」で施設の整備状況等について評価・検討を行う。